

# ロビー入金機操作カードご利用規定

株式会社 富山第一銀行

## 第1条 反社会的勢力との取引拒絶

このロビー入金機操作カードは、第9条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこのロビー入金機操作カードの利用申込をお断りするものとします。

## 第2条 ロビー入金機操作カードの発行

(1) 当行が発行するロビー入金機操作カードは、当行がご利用者に貸与するものです。

## 第3条 ロビー入金機操作カードの利用

- (1) ロビー入金機は、現金（紙幣、硬貨）の収納手続きを行う場合に利用できます。
- (2) ご利用時間帯は、銀行営業日の午前9時から午後3時までです。
- (3) ロビー入金機の故障等によりお取扱いができない場合は、発行店の窓口へロビー入金機操作カードをご提示願います。
- (4) ロビー入金機操作カードは、発行店のロビー入金機でのみ使用できます。
- (5) 喪失等の理由によりロビー入金機操作カードを再発行した場合は、旧カードは使用できなくなります。

## 第4条 ロビー入金機の操作

- (1) 収納手続きを行う場合は、ロビー入金機にロビー入金機操作カードを挿入し現金投入口を開扉させます。
- (2) 開扉した現金投入口に現金をセットして、計数開始ボタンを押すと、ロビー入金機画面上に収納合計金額が表示されますので、金額を確認の上、完了ボタンを押下願います。
- (3) ロビー入金機から出力される受付票を受け取り、ロビー入金機からロビー入金機操作カードを抜き取り願います。
- (4) 係員呼び出しボタンを押し、受付票、通帳、伝票又は入金帳、を受付カウンターへお持ち願います。ご入金の手続きをとらせて頂きます。

## 第5条 現金の授受

- (1) 当行との現金の授受は、現金計数後、完了ボタンを押下した時点で発生するものとします。
- (2) 収納金額は、完了ボタンを押下した、後発行されるレシートの入金明細の金額とします。
- (3) 完了ボタンを押下する以前は、当行との現金の授受は発生しておらず、その間に生じるいかなる事態についても当行は責任を負いません。

## 第6条 ロビー入金機操作カードの喪失・破損・盗難等

- (1) ロビー入金機操作カードを喪失または破損した場合は、直ちにその旨を発行店にお届け願います。
- (2) この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 第7条 損害の負担額

- (1) ロビー入金機の利用にあたり、以下の各号の損害については当行は責任を負いません。
  - ① 災害・事変・その他不可抗力による損害
  - ② ロビー入金機操作カード又は受付票の取り忘れにより生じた損害
  - ③ その他当行の責めによらない事由により生じた損害
- (2) またロビー入金機を現金の収納手続き以外に利用した結果、損害が生じても当行は責任を負いません。

## 第8条 ロビー入金機操作カードの譲渡・転貸の禁止

(1) ロビー入金機操作カードは他人に譲渡または転貸することはできません。

## 第9条 解約

(1) 本利用は、ご利用者または当社の都合により、いつでも解約することができます。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、本人との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこのロビー入金機操作カードの利用を停止し、または本人へ解約の通知をすることによりこの契約を解約することができます。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①ロビー入金機操作カードの利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

②本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③利用者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

(3) 解約の際には、ロビー入金機操作カードをご返却頂きます。

## 第10条 規定の変更等

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上